

申 請

平成 27 年 4 月 10 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

岩手県知事
達増 拓也



原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく平成 27 年 3 月 10 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。
岩手県大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、住田町及び大槌町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち、「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ
- 解除を申請する理由
別紙 1、2、3、4、5、6 参照

別紙 1

出荷制限解除後の出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示された岩手県大船渡市において産出されたしいたけ（露地において原木で栽培されたものに限る。）（以下、「露地栽培原木しいたけ」という。）のうち、「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」（以下、「栽培管理チェックシート」という。）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

2 経過及び解除申請の理由

平成24年4月16日から8月7日にかけて、大船渡市の露地栽培原木しいたけの全戸検査を実施した結果、57生産者のうち42生産者から食品の基準値を超える放射性セシウムが検出された（出荷制限は4月20日に指示）。

基準値を超過した原因については、全生産者のほだ木を検査したところ、基準値を超過した生産者のほだ木が指標値を超えていたことから、ほだ木が汚染されていたものと推測。指標値を超えたほだ木はすべて破棄した。

生産再開を目指す7生産者については、「栽培管理チェックシート」に基づき、落葉層の除去、ほだ木の遮光ネットによる被覆などの栽培管理に取り組みながら栽培を継続している。

今回、栽培管理に取り組んでいる4生産者を対象に、管理方法等が同一のほだ木を1ロットとし、当該ロットのほだ木から同一の栽培管理で発生したしいたけを1ロットとして、きのこ発生前のほだ木ときのこをそれぞれ3検体以上採取し検査を実施した。

検査の結果、きのこ（12検体）は平均値15 Bq/kg、最大値29 Bq/kg ですべて食品の基準値を大きく下回り、発生前ほだ木（12検体）についても、平均値14 Bq/kg、最大値24 Bq/kg で指標値を下回っており、基準値を超過するしいたけが生産される可能性は低いと判断できる。

3 岩手県大船渡市における管理計画

(1) 生産者の管理

岩手県は、大船渡市内で露地栽培原木しいたけの栽培を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場箇所数、ほだ木本数、原木入手方法、生産量などを記録した生産者台帳を作成する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ場の管理を行う。

(2) 栽培管理の実施

岩手県は、国の示すガイドラインに基づき定めた「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要領」により、原木しいたけを栽培する全ての生産者における原木・ほだ木・きのこの放射性物質濃度検査の徹底、原木・ほだ木の管理、

落葉層の除去、土の跳ね返り防止などの取組を指導する。生産者は、原木の購入先、取組事項の状況、ほだ木やきのこの検査結果を「栽培管理チェックシート」に記録することにより管理を行う。

岩手県は、大船渡市と連携し、生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、栽培管理が適切に実施されていることを各生産者の「栽培管理チェックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

その際、栽培管理を適切に実施していないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、流通関係者に対し、当該生産者のしいたけを取り扱わないよう周知を図る。

(3) 解除後の出荷管理

大船渡市内の生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて「栽培管理チェックシート」の県への提出を求め、県の指導による栽培管理が実施されていることを確認する。

出荷される露地栽培原木しいたけについて、県の指導による栽培管理を実施していることの表記、原産地として「大船渡市」を、栽培方法として「原木・露地」を表示する。

岩手県は、大船渡市と連携し、これらの取組が確実に行われるよう、各生産者を巡回指導し、万が一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

さらに、J A、森林組合、産直施設、卸売市場に対し、出荷制限が継続されている市町の露地栽培原木しいたけを扱わないことや、市町村名及び栽培方法の表示が無いしいたけについては、生産地の市町村名及び栽培方法を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にネット上で監視を行い、出荷制限指示が継続されている市町の露地栽培原木しいたけが販売されていないかを確認する。

(4) 解除後の検査計画

大船渡市内で、生産を継続している生産者については、しいたけの発生状況を確認しながら、大船渡市と連携し、1ロットごとに1検体の出荷前検査を実施するとともに、発生期間内の1ヶ月に1回を基準として定期的にモニタリング検査を継続して実施する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

岩手県は、基準値を超過した生産者に対して、速やかに露地栽培原木しいたけの出荷自粛及び自主回収を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄する。

また、当該生産者に対して、放射性物質の影響を低減するための栽培管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。

(6) 新たに出荷再開を認める判断基準

大船渡市内で、出荷再開を希望する生産者については、以下の要件を満たした場合、出荷を認めることとする。

- ①生産者台帳に登録されており、「栽培管理チェックシート」の提出を受け、放射性物質低減のための栽培管理に取り組んでいることが確認できること。
- ②栽培管理を実施したうえで、きのこの発生前に、ロット毎に3検体のほだ木検査を行い、全て指標値（50 Bq/kg）以下であることが確認できること。
- ③栽培管理を実施したうえで、きのこの発生期に、ロット毎に3検体のきのこの検査を行い、全て基準値（100 Bq/kg）以下であることが確認できること。

なお、生産再開後においても、(3)及び(4)における出荷管理、検査を行うものとする。

(7) 関係者への周知

岩手県は、市町村・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を図る。

岩手県大船渡市の原木しいたけ(露地栽培)の検査結果

ほだ木 ロット	生産地	放射性セシウムの濃度		
		しいたけ		発生前ほだ木(参考値)
		検査日	分析値 (Bq/kg)	分析値 (Bq/kg)
①-1	日頃市町	H26.12.2	<11	
		H26.12.2	7.7	
		H26.12.2	<13	
				17
				15
				8.4
②-1	立根町	H26.11.17	<17	
		H26.11.17	<18	
		H26.11.17	<18	
				6.1
				5.3
				5.5
③-1	赤崎町	H26.11.14	15	
		H26.11.18	12	
		H26.11.18	<19	
				24
				14
				18
④-1	三陸町	H26.11.17	8.4	
		H26.11.17	29	
		H26.11.9	14	
				15
				22
				20
検体数			12	12
平均値			15.2	14.2
最大値			29.0	24.0
中央値			14.5	15.0
標準偏差			5.72	6.52

注:<(不検出)のデータには、検出下限値を代入して計算した。

岩手県大船渡市 原木しいたけ(露地栽培)生産者位置図

凡例

- 今回解除申請該当生産者
- 今後生産予定の生産者



別紙 2

出荷制限解除後の出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示された岩手県遠野市において産出されたしいたけ（露地において原木で栽培されたものに限る。）（以下、「露地栽培原木しいたけ」という。）のうち、「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」（以下、「栽培管理チェックシート」という。）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

2 経過及び解除申請の理由

平成24年4月25日から9月14日にかけて、遠野市の露地栽培原木しいたけの全戸検査を実施した結果、82生産者のうち31生産者から食品の基準値を超える放射性セシウムが検出された（出荷制限は5月7日に指示）。

基準値を超過した原因については、全生産者のほだ木を検査したところ、基準値を超過した生産者のほだ木が指標値を超えていたことから、ほだ木が汚染されていたものと推測。指標値を超えたほだ木はすべて破棄した。

生産再開を目指す47生産者については、「栽培管理チェックシート」に基づき、落葉層の除去、ほだ木の遮光ネットによる被覆などの栽培管理に取り組みながら栽培を継続している。

今回、栽培管理に取り組んでいる9生産者を対象に、管理方法等が同一のほだ木を1ロットとし、当該ロットのほだ木から同一の栽培管理で発生したしいたけを1ロットとして、きのこ発生前のほだ木ときのこをそれぞれ3検体以上採取し検査を実施した。

検査の結果、きのこ（33検体）は平均値20 Bq/kg、最大値46 Bq/kg ですべて食品の基準値を大きく下回り、発生前ほだ木（33検体）についても、平均値18 Bq/kg、最大値30 Bq/kg で指標値を下回っており、基準値を超過するしいたけが生産される可能性は低いと判断できる。

3 岩手県遠野市における管理計画

(1) 生産者の管理

岩手県は、遠野市内で露地栽培原木しいたけの栽培を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場箇所数、ほだ木本数、原木入手方法、生産量などを記録した生産者台帳を作成する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ場の管理を行う。

(2) 栽培管理の実施

岩手県は、国の示すガイドラインに基づき定めた「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要領」により、原木しいたけを栽培する全ての生産者における原木・ほだ木・きのこの放射性物質濃度検査の徹底、原木・ほだ木の管理、

落葉層の除去、土の跳ね返り防止などの取組を指導する。生産者は、原木の購入先、取組事項の状況、ほだ木やきのこの検査結果を「栽培管理チェックシート」に記録することにより管理を行う。

岩手県は、遠野市と連携し、生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、栽培管理が適切に実施されていることを各生産者の「栽培管理チェックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

その際、栽培管理を適切に実施していないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、流通関係者に対し、当該生産者のしいたけを取り扱わないよう周知を図る。

(3) 解除後の出荷管理

遠野市内の生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて「栽培管理チェックシート」の県への提出を求め、県の指導による栽培管理が実施されていることを確認する。

出荷される露地栽培原木しいたけについて、県の指導による栽培管理を実施していることの表記、原産地として「遠野市」を、栽培方法として「原木・露地」を表示する。

岩手県は、遠野市と連携し、これらの取組が確実に行われるよう、各生産者を巡回指導し、万が一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

さらに、J A、森林組合、産直施設、卸売市場に対し、出荷制限が継続されている市町の露地栽培原木しいたけを扱わないことや、市町村名及び栽培方法の表示が無いしいたけについては、生産地の市町村名及び栽培方法を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にネット上で監視を行い、出荷制限指示が継続されている市町の露地栽培原木しいたけが販売されていないかを確認する。

(4) 解除後の検査計画

遠野市内で、生産を継続している生産者については、しいたけの発生状況を確認しながら、遠野市と連携し、1ロットごとに1検体の出荷前検査を実施するとともに、発生期間内の1ヶ月に1回を基準として定期的にモニタリング検査を継続して実施する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

岩手県は、基準値を超過した生産者に対して、速やかに露地栽培原木しいたけの出荷自粛及び自主回収を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄する。

また、当該生産者に対して、放射性物質の影響を低減するための栽培管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。

(6) 新たに出荷再開を認める判断基準

遠野市内で、出荷再開を希望する生産者については、以下の要件を満たした場合、出荷を認めることとする。

①生産者台帳に登録されており、「栽培管理チェックシート」の提出を受け、放射性物質低減のための栽培管理に取り組んでいることが確認できること。

②栽培管理を実施したうえで、きのこの発生前に、ロット毎に3検体のほだ木検査を行い、全て指標値（50 Bq/kg）以下であることが確認できること。

③栽培管理を実施したうえで、きのこの発生期に、ロット毎に3検体のきのこの検査を行い、全て基準値（100 Bq/kg）以下であることが確認できること。

なお、生産再開後においても、(3)及び(4)における出荷管理、検査を行うものとする。

(7) 関係者への周知

岩手県は、市町村・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を図る。

岩手県遠野市の原木しいたけ(露地栽培)の検査結果

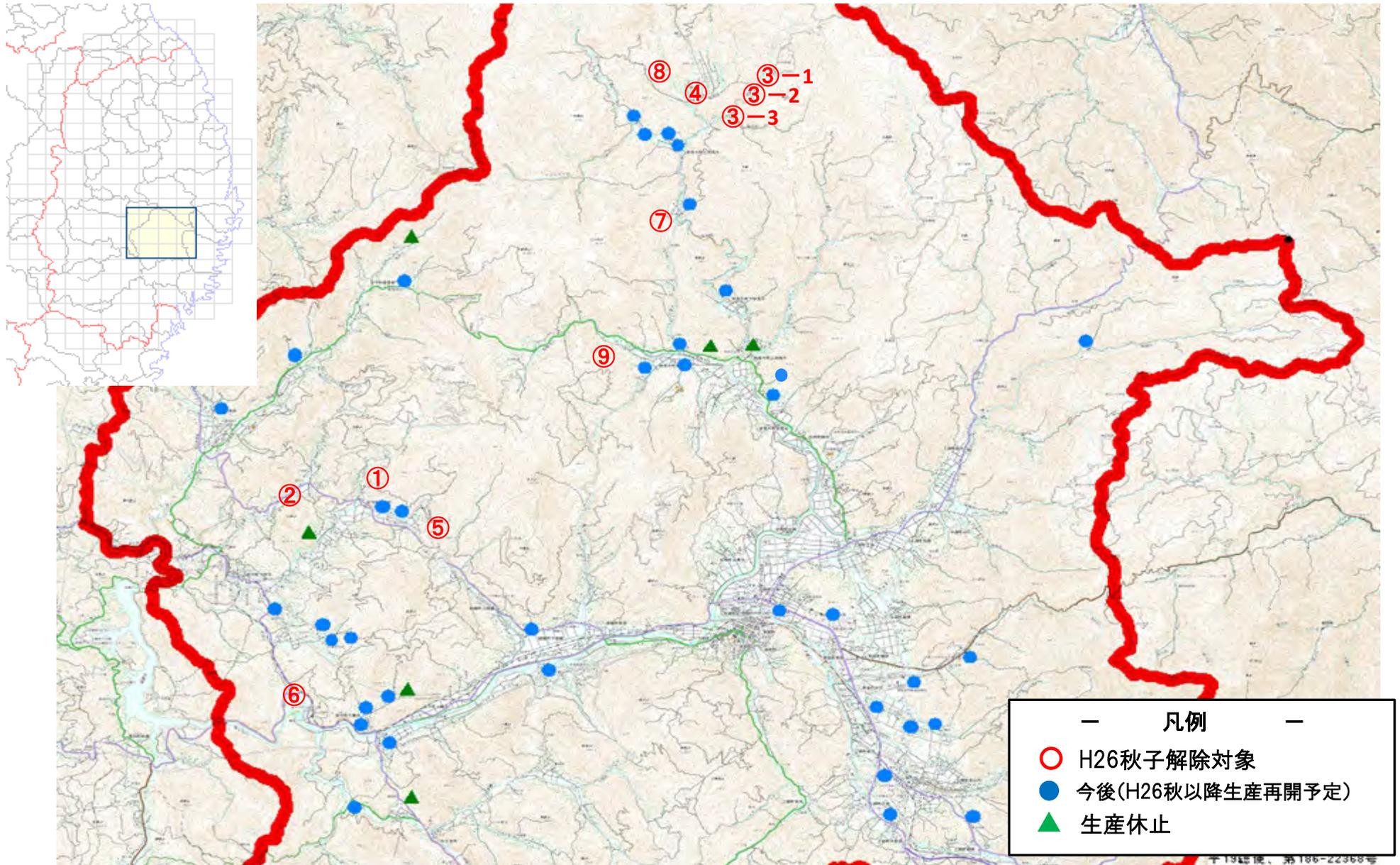
ほだ木 ロット	生産地	放射性セシウムの濃度		
		しいたけ		発生前ほだ木(参考値)
		検査日	分析値 (Bq/kg)	分析値 (Bq/kg)
①	上宮守	H26.10.9	8.6	
		H26.10.9	9.2	
		H26.10.17	13	
				<18
				<19
				<16
②	下宮守	H26.11.13	18	
		H26.11.13	28	
		H26.11.13	18	
				<17
				<19
				<18
③-1	上附馬牛	H26.10.24	<18	
		H26.10.24	12	
		H26.10.24	20	
				<17
				19
				<19
③-2	上附馬牛	H26.10.24	<19	
		H26.10.24	<18	
		H26.10.24	9.1	
				<16
				<19
				<17
③-3	上附馬牛	H26.10.8	19	
		H26.10.8	14	
		H26.10.8	11	
				17
				24
				<24
④	上附馬牛	H26.10.17	15	
		H26.10.23	18	
		H26.10.23	19	
				<18
				17
				<18

岩手県遠野市の原木しいたけ(露地栽培)の検査結果

ほだ木 ロット	生産地	放射性セシウム濃度		
		しいたけ		発生前ほだ木(参考値)
		検査日	分析値 (Bq/kg)	分析値 (Bq/kg)
⑤	上宮守	H26.10.9	23	
		H26.10.9	34	
		H26.10.9	25	
				21
				<18
				18
⑥	下鱒沢	H26.10.9	35	
		H26.10.17	46	
		H26.10.17	9.9	
				21
				<17
				<15
⑦	上附馬牛	H25.10.23	22	
		H25.10.31	22	
		H25.10.31	24	
				<13
				22
				14
⑧	上附馬牛	H25.10.23	13	
		H25.10.23	22	
		H25.10.23	21	
				<12
				23
				30
⑨	東禅寺	H26.10.17	9.3	
		H26.10.17	21	
		H26.10.17	44	
				12
				<18
				13
検体数			33	33
平均値			19.9	18.2
最大値			46.0	30.0
中央値			19.0	18.0
標準偏差			9.20	3.71

注:<(不検出)のデータには、検出下限値を代入して計算した。

遠野市の原木しいたけ(露地栽培)の生産者位置図



出荷制限解除後の出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示された岩手県一関市において産出されたしいたけ（露地において原木で栽培されたものに限る。）（以下、「露地栽培原木しいたけ」という。）のうち、「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」（以下、「栽培管理チェックシート」という。）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

2 経過及び解除申請の理由

平成24年3月26日から8月2日にかけて、一関市の露地栽培原木しいたけの全戸検査を実施した結果、282生産者のうち275生産者から食品の基準値を超える放射性セシウムが検出された（出荷制限は4月25日に指示）。

基準値を超過した原因については、全生産者のほだ木を検査したところ、基準値を超過した生産者のほだ木が指標値を超えていたことから、ほだ木が汚染されていたものと推測。指標値を超えたほだ木はすべて破棄した。

生産再開を目指す43生産者については、「栽培管理チェックシート」に基づき、落葉層の除去、ほだ木の遮光ネットによる被覆などの栽培管理に取り組みながら栽培を継続している。

今回、栽培管理に取り組んでいる2生産者を対象に、管理方法等が同一のほだ木を1ロットとし、当該ロットのほだ木から同一の栽培管理で発生したしいたけを1ロットとして、きのこ発生前のほだ木ときのこをそれぞれ3検体以上採取し検査を実施した。

検査の結果、きのこ（6検体）は平均値11 Bq/kg、最大値14 Bq/kg ですべて食品の基準値を下回り、発生前ほだ木（6検体）についても、平均値13 Bq/kg、最大値16 Bq/kg で指標値を下回っており、基準値を超過するしいたけが生産される可能性は低いと判断できる。

3 岩手県一関市における管理計画

(1) 生産者の管理

岩手県は、一関市内で露地栽培原木しいたけの栽培を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場箇所数、ほだ木本数、原木入手方法、生産量などを記録した生産者台帳を作成する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ場の管理を行う。

(2) 栽培管理の実施

岩手県は、国の示すガイドラインに基づき定めた「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要領」により、原木しいたけを栽培する全ての生産者における原木・ほだ木・きのこの放射性物質濃度検査の徹底、原木・ほだ木の管理、

落葉層の除去、土の跳ね返り防止などの取組を指導する。生産者は、原木の購入先、取組事項の状況、ほだ木やきのこの検査結果を「栽培管理チェックシート」に記録することにより管理を行う。

岩手県は、一関市と連携し、生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、栽培管理が適切に実施されていることを各生産者の「栽培管理チェックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

その際、栽培管理を適切に実施していないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、流通関係者に対し、当該生産者のしいたけを取り扱わないよう周知を図る。

(3) 解除後の出荷管理

一関市内の生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて「栽培管理チェックシート」の県への提出を求め、県の指導による栽培管理が実施されていることを確認する。

出荷される露地栽培原木しいたけについて、県の指導による栽培管理を実施していることの表記、原産地として「一関市」を、栽培方法として「原木・露地」を表示する。

岩手県は、一関市と連携し、これらの取組が確実に行われるよう、各生産者を巡回指導し、万が一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

さらに、J A、森林組合、産直施設、卸売市場に対し、出荷制限が継続されている市町の露地栽培原木しいたけを扱わないことや、市町村名及び栽培方法の表示が無いしいたけについては、生産地の市町村名及び栽培方法を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にネット上で監視を行い、出荷制限指示が継続されている市町の露地栽培原木しいたけが販売されていないかを確認する。

(4) 解除後の検査計画

一関市内で、生産を継続している生産者については、しいたけの発生状況を確認しながら、一関市と連携し、1ロットごとに1検体の出荷前検査を実施するとともに、発生期間内の1ヶ月に1回を基準として定期的にモニタリング検査を継続して実施する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

岩手県は、基準値を超過した生産者に対して、速やかに露地栽培原木しいたけの出荷自粛及び自主回収を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄する。

また、当該生産者に対して、放射性物質の影響を低減するための栽培管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。

(6) 新たに出荷再開を認める判断基準

一関市内で、出荷再開を希望する生産者については、以下の要件を満たした場合、出荷を認めることとする。

①生産者台帳に登録されており、「栽培管理チェックシート」の提出を受け、放射性物質低減のための栽培管理に取り組んでいることが確認できること。

②栽培管理を実施したうえで、きのこの発生前に、ロット毎に3検体のほだ木検査を行い、全て指標値（50 Bq/kg）以下であることが確認できること。

③栽培管理を実施したうえで、きのこの発生期に、ロット毎に3検体のきのこの検査を行い、全て基準値（100 Bq/kg）以下であることが確認できること。

なお、生産再開後においても、(3)及び(4)における出荷管理、検査を行うものとする。

(7) 関係者への周知

岩手県は、市町村・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を図る。

岩手県一関市の原木しいたけ(露地栽培)の検査結果

ほだ木 ロット	生産地	放射性セシウムの濃度		
		しいたけ		発生前ほだ木(参考値)
		検査日	分析値 (Bq/kg)	分析値 (Bq/kg)
①-1	大東町 曾慶	H26.12.24	13	
		H26.12.24	9.0	
		H26.12.24	6.4	
				14
				12
				12
②-1	室根町 津谷川	H27.1.6	14	
		H27.1.6	12	
		H27.1.6	9.0	
				10
				16
				15
検体数			6	6
平均値			10.6	13.2
最大値			14.0	16.0
中央値			10.5	13.0
標準偏差			2.90	2.23

岩手県一関市
原木しいたけ(露地栽培)生産者位置図



凡 例

○ 今回解除申請該当生産者

● 今後生産予定の生産者

別紙4

出荷制限解除後の出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示された岩手県陸前高田市において産出されたしいたけ（露地において原木で栽培されたものに限る。）（以下、「露地栽培原木しいたけ」という。）のうち、「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」（以下、「栽培管理チェックシート」という。）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

2 経過及び解除申請の理由

平成24年4月9日から7月9日にかけて、陸前高田市の露地栽培原木しいたけの全戸検査を実施した結果、23生産者のうち19生産者から食品の基準値を超える放射性セシウムが検出された（出荷制限は4月13日に指示）。

基準値を超過した原因については、全生産者のほだ木を検査したところ、基準値を超過した生産者のほだ木が指標値を超えていたことから、ほだ木が汚染されていたものと推測。指標値を超えたほだ木はすべて破棄した。

生産再開を目指す5生産者については、「栽培管理チェックシート」に基づき、落葉層の除去、ほだ木の遮光ネットによる被覆などの栽培管理に取り組みながら栽培を継続している。

今回、栽培管理に取り組んでいる1生産者を対象に、管理方法等が同一のほだ木を1ロットとし、当該ロットのほだ木から同一の栽培管理で発生したしいたけを1ロットとして、きのこ発生前のほだ木ときのこをそれぞれ3検体以上採取し検査を実施した。

検査の結果、きのこ（3検体）は平均値14 Bq/kg、最大値15 Bq/kg ですべて食品の基準値を下回り、発生前ほだ木（3検体）についても、平均値18 Bq/kg、最大値20 Bq/kg で指標値を下回っており、基準値を超過するしいたけが生産される可能性は低いと判断できる。

3 岩手県陸前高田市における管理計画

(1) 生産者の管理

岩手県は、陸前高田市内で露地栽培原木しいたけの栽培を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場箇所数、ほだ木本数、原木入手方法、生産量などを記録した生産者台帳を作成する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ場の管理を行う。

(2) 栽培管理の実施

岩手県は、国の示すガイドラインに基づき定めた「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要領」により、原木しいたけを栽培する全ての生産者における原木・ほだ木・きのこの放射性物質濃度検査の徹底、原木・ほだ木の管理、

落葉層の除去、土の跳ね返り防止などの取組を指導する。生産者は、原木の購入先、取組事項の状況、ほだ木やきのこの検査結果を「栽培管理チェックシート」に記録することにより管理を行う。

岩手県は、陸前高田市と連携し、生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、栽培管理が適切に実施されていることを各生産者の「栽培管理チェックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

その際、栽培管理を適切に実施していないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、流通関係者に対し、当該生産者のしいたけを取り扱わないよう周知を図る。

(3) 解除後の出荷管理

陸前高田市内の生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて「栽培管理チェックシート」の県への提出を求め、県の指導による栽培管理が実施されていることを確認する。

出荷される露地栽培原木しいたけについて、県の指導による栽培管理を実施していることの表記、原産地として「陸前高田市」を、栽培方法として「原木・露地」を表示する。

岩手県は、陸前高田市と連携し、これらの取組が確実に行われるよう、各生産者を巡回指導し、万が一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

さらに、J A、森林組合、産直施設、卸売市場に対し、出荷制限が継続されている市町の露地栽培原木しいたけを扱わないことや、市町村名及び栽培方法の表示が無いしいたけについては、生産地の市町村名及び栽培方法を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にネット上で監視を行い、出荷制限指示が継続されている市町の露地栽培原木しいたけが販売されていないかを確認する。

(4) 解除後の検査計画

陸前高田市内で、生産を継続している生産者については、しいたけの発生状況を確認しながら、陸前高田市と連携し、1ロットごとに1検体の出荷前検査を実施するとともに、発生期間内の1ヶ月に1回を基準として定期的にモニタリング検査を継続して実施する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

岩手県は、基準値を超過した生産者に対して、速やかに露地栽培原木しいたけの出荷自粛及び自主回収を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄する。

また、当該生産者に対して、放射性物質の影響を低減するための栽培管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。

(6) 新たに出荷再開を認める判断基準

陸前高田市内で、出荷再開を希望する生産者については、以下の要件を満たした場合、出荷を認めることとする。

①生産者台帳に登録されており、「栽培管理チェックシート」の提出を受け、放射性物質低減のための栽培管理に取り組んでいることが確認できること。

②栽培管理を実施したうえで、きのこの発生前に、ロット毎に3検体のほだ木検査を行い、全て指標値（50 Bq/kg）以下であることが確認できること。

③栽培管理を実施したうえで、きのこの発生期に、ロット毎に3検体のきのこの検査を行い、全て基準値（100 Bq/kg）以下であることが確認できること。

なお、生産再開後においても、(3)及び(4)における出荷管理、検査を行うものとする。

(7) 関係者への周知

岩手県は、市町村・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を図る。

岩手県陸前高田市の原木しいたけ(露地栽培)の検査結果

ほだ木 ロット	生産地	放射性セシウムの濃度		
		しいたけ		発生前ほだ木(参考値)
		検査日	分析値 (Bq/kg)	分析値 (Bq/kg)
①-1	矢作町	H26.11.14	<13	
		H26.11.14	13	
		H26.11.14	15	
				17
				20
				18
検体数			3	3
平均値			13.7	18.3
最大値			15.0	20.0
中央値			13.0	18.0
標準偏差			1.15	1.53

注:<(不検出)のデータには、検出下限値を代入して計算した。

岩手県陸前高田市 原木しいたけ(露地栽培)生産者位置図

- 凡例
- 今回解除申請該当生産者
 - 今後生産予定の生産者



出荷制限解除後の出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示された岩手県住田町において産出されたしいたけ（露地において原木で栽培されたものに限る。）（以下、「露地栽培原木しいたけ」という。）のうち、「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」（以下、「栽培管理チェックシート」という。）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

2 経過及び解除申請の理由

平成24年4月11日から7月17日にかけて、住田町の露地栽培原木しいたけの全戸検査を実施した結果、32生産者のうち24生産者から食品の基準値を超える放射性セシウムが検出された（出荷制限は4月13日に指示）。

基準値を超過した原因については、全生産者のほだ木を検査したところ、基準値を超過した生産者のほだ木が指標値を超えていたことから、ほだ木が汚染されていたものと推測。指標値を超えたほだ木はすべて破棄した。

生産再開を目指す2生産者については、「栽培管理チェックシート」に基づき、落葉層の除去、ほだ木の遮光ネットによる被覆などの栽培管理に取り組みながら栽培を継続している。

今回、栽培管理に取り組んでいる1生産者を対象に、管理方法等が同一のほだ木を1ロットとし、当該ロットのほだ木から同一の栽培管理で発生したしいたけを1ロットとして、きのこ発生前のほだ木ときのこをそれぞれ3検体以上採取し検査を実施した。

検査の結果、きのこ（3検体）は平均値18 Bq/kg、最大値20 Bq/kg ですべて食品の基準値を下回り、発生前ほだ木（3検体）についても、平均値14 Bq/kg、最大値14 Bq/kg で指標値を下回っており、基準値を超過するしいたけが生産される可能性は低いと判断できる。

3 岩手県住田町における管理計画

(1) 生産者の管理

岩手県は、住田町内で露地栽培原木しいたけの栽培を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場箇所数、ほだ木本数、原木入手方法、生産量などを記録した生産者台帳を作成する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ場の管理を行う。

(2) 栽培管理の実施

岩手県は、国の示すガイドラインに基づき定めた「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要領」により、原木しいたけを栽培する全ての生産者における原木・ほだ木・きのこの放射性物質濃度検査の徹底、原木・ほだ木の管理、

落葉層の除去、土の跳ね返り防止などの取組を指導する。生産者は、原木の購入先、取組事項の状況、ほだ木やきのこの検査結果を「栽培管理チェックシート」に記録することにより管理を行う。

岩手県は、住田町と連携し、生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、栽培管理が適切に実施されていることを各生産者の「栽培管理チェックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

その際、栽培管理を適切に実施していないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、流通関係者に対し、当該生産者のしいたけを取り扱わないよう周知を図る。

(3) 解除後の出荷管理

住田町内の生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて「栽培管理チェックシート」の県への提出を求め、県の指導による栽培管理が実施されていることを確認する。

出荷される露地栽培原木しいたけについて、県の指導による栽培管理を実施していることの表記、原産地として「住田町」を、栽培方法として「原木・露地」を表示する。

岩手県は、住田町と連携し、これらの取組が確実に行われるよう、各生産者を巡回指導し、万が一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

さらに、J A、森林組合、産直施設、卸売市場に対し、出荷制限が継続されている市町の露地栽培原木しいたけを扱わないことや、市町村名及び栽培方法の表示が無いしいたけについては、生産地の市町村名及び栽培方法を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にネット上で監視を行い、出荷制限指示が継続されている市町の露地栽培原木しいたけが販売されていないかを確認する。

(4) 解除後の検査計画

住田町内で、生産を継続している生産者については、しいたけの発生状況を確認しながら、住田町と連携し、1ロットごとに1検体の出荷前検査を実施するとともに、発生期間内の1ヶ月に1回を基準として定期的にモニタリング検査を継続して実施する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

岩手県は、基準値を超過した生産者に対して、速やかに露地栽培原木しいたけの出荷自粛及び自主回収を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄する。

また、当該生産者に対して、放射性物質の影響を低減するための栽培管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。

(6) 新たに出荷再開を認める判断基準

住田町内で、出荷再開を希望する生産者については、以下の要件を満たした場合、出荷を認めることとする。

①生産者台帳に登録されており、「栽培管理チェックシート」の提出を受け、放射性物質低減のための栽培管理に取り組んでいることが確認できること。

②栽培管理を実施したうえで、きのこの発生前に、ロット毎に3検体のほだ木検査を行い、全て指標値（50 Bq/kg）以下であることが確認できること。

③栽培管理を実施したうえで、きのこの発生期に、ロット毎に3検体のきのこの検査を行い、全て基準値（100 Bq/kg）以下であることが確認できること。

なお、生産再開後においても、（3）及び（4）における出荷管理、検査を行うものとする。

(7) 関係者への周知

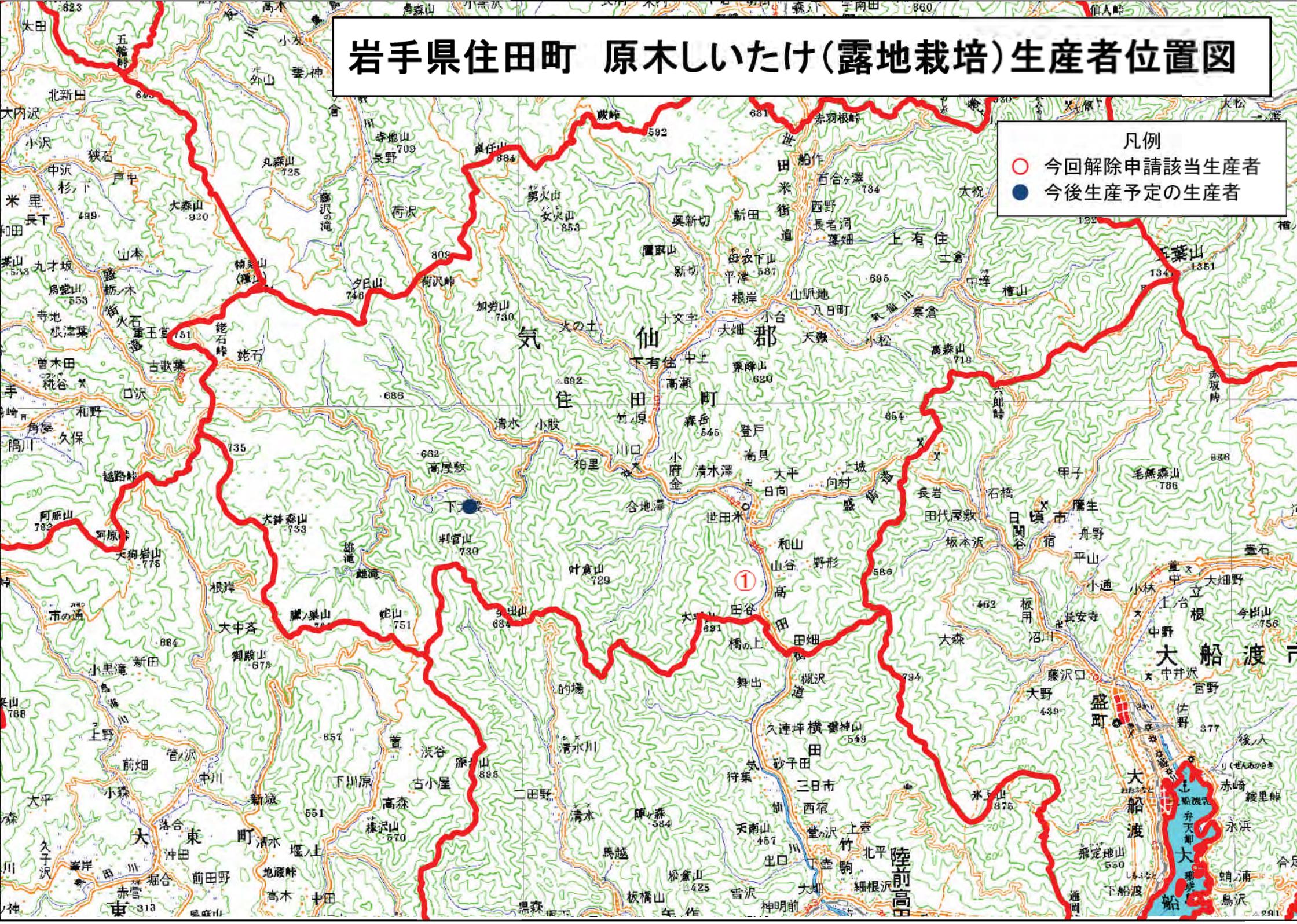
岩手県は、市町村・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を図る。

岩手県住田町の原木しいたけ(露地栽培)の検査結果

ほだ木 ロット	生産地	放射性セシウムの濃度		
		しいたけ		発生前ほだ木(参考値)
		検査日	分析値 (Bq/kg)	分析値 (Bq/kg)
①-1	世田米	H26.11.17	15	
		H26.11.17	20	
		H26.11.17	20	
				13
				14
				14
検体数			3	3
平均値			18.3	13.7
最大値			20.0	14.0
中央値			20.0	14.0
標準偏差			2.89	0.58

岩手県住田町 原木しいたけ(露地栽培)生産者位置図

- 凡例
- 今回解除申請該当生産者
 - 今後生産予定の生産者



出荷制限解除後の出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示された岩手県大槌町において産出されたしいたけ（露地において原木で栽培されたものに限る。）（以下、「露地栽培原木しいたけ」という。）のうち、「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」（以下、「栽培管理チェックシート」という。）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

2 経過及び解除申請の理由

平成24年2月26日から7月20日にかけて、大槌町の露地栽培原木しいたけの全戸検査を実施した結果、40生産者のうち15生産者から食品の基準値を超える放射性セシウムが検出された（出荷制限は4月25日に指示）。

基準値を超過した原因については、全生産者のほだ木を検査したところ、基準値を超過した生産者のほだ木が指標値を超えていたことから、ほだ木が汚染されていたものと推測。指標値を超えたほだ木はすべて破棄した。

生産再開を目指す17生産者については、「栽培管理チェックシート」に基づき、落葉層の除去、ほだ木の遮光ネットによる被覆などの栽培管理に取り組みながら栽培を継続している。

今回、栽培管理に取り組んでいる6生産者を対象に、管理方法等が同一のほだ木を1ロットとし、当該ロットのほだ木から同一の栽培管理で発生したしいたけを1ロットとして、きのこ発生前のほだ木ときのこをそれぞれ3検体以上採取し検査を実施した。

検査の結果、きのこ（18検体）は平均値14 Bq/kg、最大値21 Bq/kg ですべて食品の基準値を下回り、発生前ほだ木（18検体）についても、平均値16 Bq/kg、最大値27 Bq/kg で指標値を下回っており、基準値を超過するしいたけが生産される可能性は低いと判断できる。

3 岩手県大槌町における管理計画

(1) 生産者の管理

岩手県は、大槌町内で露地栽培原木しいたけの栽培を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場箇所数、ほだ木本数、原木入手方法、生産量などを記録した生産者台帳を作成する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ場の管理を行う。

(2) 栽培管理の実施

岩手県は、国の示すガイドラインに基づき定めた「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要領」により、原木しいたけを栽培する全ての生産者における原木・ほだ木・きのこの放射性物質濃度検査の徹底、原木・ほだ木の管理、

落葉層の除去、土の跳ね返り防止などの取組を指導する。生産者は、原木の購入先、取組事項の状況、ほだ木やきのこの検査結果を「栽培管理チェックシート」に記録することにより管理を行う。

岩手県は、大槌町と連携し、生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、栽培管理が適切に実施されていることを各生産者の「栽培管理チェックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

その際、栽培管理を適切に実施していないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、流通関係者に対し、当該生産者のしいたけを取り扱わないよう周知を図る。

(3) 解除後の出荷管理

大槌町内の生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて「栽培管理チェックシート」の県への提出を求め、県の指導による栽培管理が実施されていることを確認する。

出荷される露地栽培原木しいたけについて、県の指導による栽培管理を実施していることの表記、原産地として「大槌町」を、栽培方法として「原木・露地」を表示する。

岩手県は、大槌町と連携し、これらの取組が確実に行われるよう、各生産者を巡回指導し、万が一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

さらに、J A、森林組合、産直施設、卸売市場に対し、出荷制限が継続されている市町の露地栽培原木しいたけを扱わないことや、市町村名及び栽培方法の表示が無いしいたけについては、生産地の市町村名及び栽培方法を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にネット上で監視を行い、出荷制限指示が継続されている市町の露地栽培原木しいたけが販売されていないかを確認する。

(4) 解除後の検査計画

大槌町内で、生産を継続している生産者については、しいたけの発生状況を確認しながら、大槌町と連携し、1ロットごとに1検体の出荷前検査を実施するとともに、発生期間内の1ヶ月に1回を基準として定期的にモニタリング検査を継続して実施する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

岩手県は、基準値を超過した生産者に対して、速やかに露地栽培原木しいたけの出荷自粛及び自主回収を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄する。

また、当該生産者に対して、放射性物質の影響を低減するための栽培管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。

(6) 新たに出荷再開を認める判断基準

大槌町内で、出荷再開を希望する生産者については、以下の要件を満たした場合、出荷を認めることとする。

①生産者台帳に登録されており、「栽培管理チェックシート」の提出を受け、放射性物質低減のための栽培管理に取り組んでいることが確認できること。

②栽培管理を実施したうえで、きのこの発生前に、ロット毎に3検体のほだ木検査を行い、全て指標値（50 Bq/kg）以下であることが確認できること。

③栽培管理を実施したうえで、きのこの発生期に、ロット毎に3検体のきのこの検査を行い、全て基準値（100 Bq/kg）以下であることが確認できること。

なお、生産再開後においても、(3)及び(4)における出荷管理、検査を行うものとする。

(7) 関係者への周知

岩手県は、市町村・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を図る。

岩手県大槌町の原木しいたけ(露地栽培)の検査結果

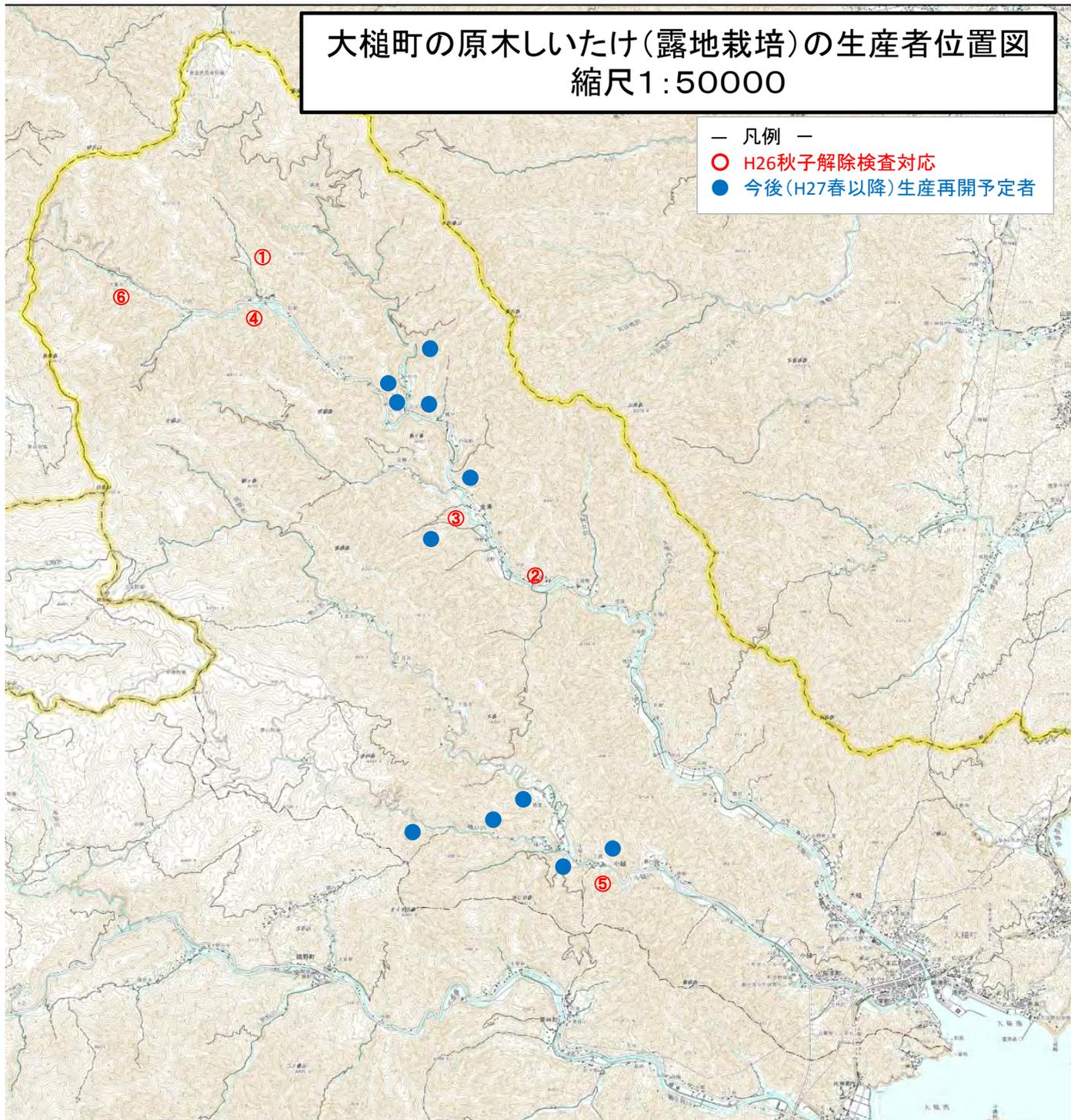
ほだ木 ロット	生産地	放射性セシウムの濃度		
		しいたけ		発生前ほだ木(参考値)
		検査日	分析値 (Bq/kg)	分析値 (Bq/kg)
①-1	金沢	H26.12.8	21	
		H26.12.8	18	
		H26.12.8	8.5	
				24
				27
②-1	金沢	H26.10.29	12	
		H26.12.29	<17	
		H26.10.29	11	
				<19
				<17
③-1	金沢	H26.10.4	12	
		H26.10.4	13	
		H26.10.4	11	
				<18
				<18
④-1	金沢	H26.10.29	16	
		H26.10.29	12	
		H26.10.29	17	
				<18
				<16
⑤-1	小釜	H26.12.8	<8.8	
		H26.12.8	6.1	
		H26.12.8	<12	
				<3.0
				2.2
⑥-1	金沢	H26.10.10	<16	
		H26.10.10	<19	
		H26.10.10	<16	
				19
				18
検体数			18	18
平均値			13.7	16.2
最大値			21.0	27.0
中央値			12.5	18.0
標準偏差			4.01	6.75

注:<(不検出)のデータには、検出下限値を代入して計算した。

大槌町の原木しいたけ(露地栽培)の生産者位置図 縮尺1:50000

— 凡例 —

- H26秋子解除検査対応
- 今後(H27春以降)生産再開予定者



岩手県放射性物質低減のための原木きのご栽培管理実施要領

平成25年7月3日 制定 林振第230号

平成26年2月21日 改正 林振第698号

(趣旨)

第1 本県の原木きのご栽培は、原子力発電所の事故による放射性物質の影響を受け、一部市町村に原木きのこの出荷制限が指示されているほか、全県にわたって風評被害が発生するなど、生産活動に対して厳しい状況が続いている。

こうした状況を踏まえ、安全な原木きのごを安定供給し、消費者の安全と産地再生を図るため、国の「放射性物質低減のための原木きのご栽培管理に関するガイドライン」(平成25年10月16日付け25林政経第313号林野庁林政部経営課長通知)に基づき、県の放射性物質の影響を低減するための原木きのごの具体的な栽培管理(以下「栽培管理」という。)の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領における用語の定義は以下のとおりとする。

(1)「チェックシート」とは、安全なきのご栽培を行なっていることを証明するため、別添1(露地栽培)及び別添2(施設栽培)のとおり生産者自ら栽培管理の具体的な取組事項をロット単位で記録するシートをいう。

また、実際の記録方法等は、別添3(チェックシートの使い方)によるものとする。

なお、複数ロットをまとめて記入する場合は、別添4(露地栽培)及び別添5(施設栽培)を使用する。

(2)「露地栽培」とは、森林の中など屋外や、(3)の施設栽培以外の施設できのごを発生させる栽培方法であり、別添1(露地栽培)のチェックシートで栽培管理を行うものをいう。

なお、降雨や風を遮断していない人工ほだ場は、「露地栽培」に含める。

(3)「施設栽培」とは、降雨や風を遮断したビニールハウス等の施設内できのごを発生させる栽培方法であり、別添2(施設栽培)のチェックシートで栽培管理を行うものをいう。

(4)「しいたけ栽培履歴記帳日誌」とは、岩手県しいたけ産業推進協議会で作成した栽培日誌をいう。

(5)「ロット」とは、ほだ木を「原木の伐採場所」、「植菌年」、「ほだ場」の組み合わせにより分類した管理のまとまりをいう。

(6)「検査」とは、安全な原木きのごを供給するため、「きのご原木、ほだ木等検査実施要領(平成24年5月22日制定、林振第175号通知)」及び「原木しいたけ(原木生しいたけ及び乾しいたけ)全戸検査実施要領(平成24年3月23日制定、林振第555号通知)」並びに「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画」に基づき実施する原木・ほだ木・生産物の放射性物質濃度の測定検査をいう。

(7)「集出荷団体」とは、全農岩手県本部、農業協同組合、岩手県森林組合連合会、森林組合及び葛巻高原食品加工株式会社をいう。

(8)「広域振興局等」とは、広域振興局の林務担当部、農林振興センター、林務室及び岩泉林務出張所をいう。

(9)「出荷制限」とは、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、原子力災害対策本部長

から県に対し、発生した原木きのこ（生産物）の出荷を差し控えるよう市町村に要請するよう指示があったものをいう。

- (10) 「出荷自粛」とは、県が発生した原木きのこ（生産物）の出荷を差し控えるよう市町村に要請するものをいう。

（生産者台帳の整備）

第3 広域振興局等は、出荷制限指示及び出荷自粛要請の解除を行おうとする品目について、市町村及び集出荷団体と連携し、すべての生産者に対し生産情報、放射性物質濃度検査結果及び出荷再開の意向等を調査のうえ、様式1により生産者台帳（以下「台帳」という。）を作成し、内容に変更のあった場合は、その都度台帳を更新して管理する。

なお、出荷制限が指示されていない市町村であっても、「原木しいたけ」の生産者については、台帳を作成するものとする。

- 2 広域振興局等は、毎年次、農林水産部林業振興課が別に定める期日までに台帳の写しを提出するものとする。

（栽培管理の留意点）

第4 栽培管理は、放射性物質の影響を低減させるために行うものであり、特に以下の点に留意して行うものとする。

- (1) ロット単位で栽培を管理・記録すること。
- (2) 原木・ほだ木は検査を行い、国の定める指標値（50ベクレル/kg）以下であることを確認して使用すること。
- (3) 原木・ほだ木・生産物に土・林内雨・粉塵等を付けないこと。
- (4) 生産物は検査を行い、国の定める食品の基準値（100ベクレル/kg）以下であることを確認して出荷すること。

（栽培管理の確認）

第5 出荷制限指示及び出荷自粛要請の解除申請に必要な検査を行う生産者は、栽培管理に基づき具体的な取組みを行った日付等をチェックシートに記録するとともに、別に定める期日までに様式2によりチェックシートの写しを広域振興局等に提出する。

- 2 広域振興局等は、栽培管理が適切に行われているかチェックシートを確認し、様式3により生産者に確認結果を通知する。

また、確認を行った日付を台帳に記入して管理する。

- 3 出荷制限指示または出荷自粛要請がされていない市町村の生産者で第2項の確認結果通知を希望する場合は、第1項に準じてチェックシートの写しを広域振興局等に提出する。
- 4 広域振興局等は、出荷制限及び出荷自粛要請が解除された市町村において、栽培管理を適切に実施していない生産者を確認した場合は、是正を求めるとともに、農林水産部林業振興課及び当該市町村・集出荷団体に速やかに報告する。

（生産者の役割）

第6 チェックシートに基づき具体的な取組みを実施するとともに、実施日及び検査結果を記録する。

- 2 「しいたけ栽培履歴記帳日誌」への記録、出荷先・販売先の記録、県から通知された検査結果（以下「検査結果等」という。）の保存を行う。

- 3 第1項で掲げるチェックシート及び第2項で掲げる検査結果等は、ロットの最後の生産物を出荷した日を起点に、生しいたけ栽培の場合は3年間、乾しいたけ栽培の場合は5年間保存する。
- 4 県、市町村及び集出荷団体からチェックシートの提出及び提示を求められた場合は、これに従う。

(集出荷団体の役割)

- 第7 広域振興局等及び市町村と連携し、生産者の取組みを支援するとともに、生産物の集荷時にチェックシートの記録を確認するなど、栽培管理の実行を定期的に指導する。
- 2 広域振興局等が行う検査に協力する。
 - 3 新たなロットの追加や生産物の発生状況等、生産者情報を広域振興局等に提供する。

(市町村の役割)

- 第8 広域振興局等及び集出荷団体と連携し、生産者の取組みを支援するとともに、定期的な巡回指導等を通じて栽培管理の実施を指導する。
- 2 広域振興局等が行う検査に協力する。
 - 3 新たなロットの追加や生産物の発生状況等、生産者情報を広域振興局等に提供する。

(広域振興局等の役割)

- 第9 生産者毎に、栽培管理実施状況及び検査結果のほか、ほだ場箇所数、ほだ木本数、原木入手先、生産量等を記録した生産者台帳を整備し、管内のしいたけ生産者の情報を常に最新の状態で管理・把握する。
- 2 検査を実施するとともに、検査結果等を生産者、市町村及び集出荷団体に通知する。
 - 3 市町村及び集出荷団体と連携し、生産者の取組みを支援するとともに、定期的な巡回指導等を通じて栽培管理の実施を指導する。

(林業技術センターの役割)

- 第10 林業技術センターは、生産者の栽培管理の実施に対する取組み及び広域振興局等における生産者の支援が円滑に進むよう、必要な助言や技術的指導を行う。

(農林水産部林業振興課の役割)

- 第11 農林水産部林業振興課は、必要に応じてチェックシートの内容の見直しを行う。
- 2 出荷制限が指示された市町村において、栽培管理の実施が確認できた場合は、出荷制限の解除に向けて国と協議を行う。

(その他)

- 第12 本要領に定めのない事項については、その都度関係者が協議を行って対応するものとする。

(附則)

この要領は平成25年7月3日から施行する。

(附則)

この要領は平成26年2月21日から施行する。

●●●● 広域振興局長 様

住所 _____

氏名 _____ (印)

※自署の場合は印鑑不要

[生産者番号：●●●●●●]

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理 確認依頼書

私は、岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要領に基づき、栽培管理に取り組んできましたので、別添のとおりチェックシートを添えて確認を依頼します。

併せて、露地栽培（施設栽培）原木生しいたけの出荷制限（自粛）を解除するための検査を依頼するとともに、検査の実施にあたって、下記について同意します。

記

1 提出書類

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート（管理年次 平成●●年）

2 同意事項

- (1) 県職員及び作業補助者が、ほだ場（栽培用ハウス）に立ち入ること。
- (2) 検査に用いる検体（しいたけ、ほだ木、土壌）を無償で提供すること。
- (3) 検査の結果、新たにほだ木の指標値超過が判明した場合には、当該ほだ木を速やかに処分すること。
- (4) 出荷制限（自粛）が解除された後、生産者氏名、住所（市町村のみ）、生産者番号について、県が、集出荷団体（JA・森林組合等）及び産地直売所に対し、情報提供すること。
- (5) 出荷制限（自粛）が解除された後、生産者番号を県ホームページに掲載すること。
- (6) 出荷制限（自粛）が解除された後、出荷物に生産地及び栽培方法を表示して販売すること。（表示例：「〇〇町・露地栽培」「〇〇市・施設栽培」）

様式3

平成●年●月●日

〔生産者番号：●●●●〕
（生産者名） 様

●●広域振興局長

放射性物質低減のための原木きのご栽培管理 確認通知書

平成●年●月●日付で依頼のありましたこのことについて、岩手県放射性物質低減のための原木きのご栽培管理実施要領に基づき、適切に栽培管理を実施していることを確認しました。

岩手県

放射性物質低減のための 原木きのご栽培管理 チェックシート



【露地栽培の場合】

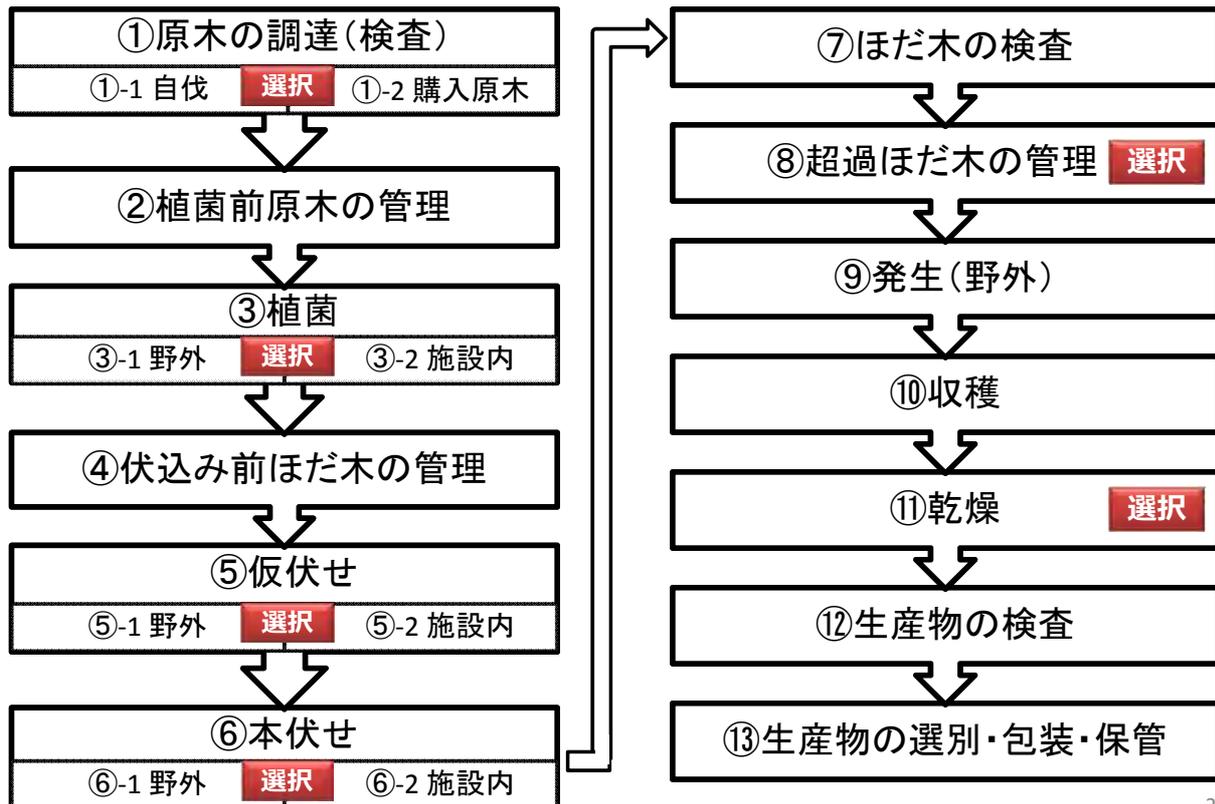
管理年次 _____

ロット番号 _____

生産者名 _____



栽培管理手順（露地の場合）





①-1 原木の調達（自伐の場合）

チェック
ポイント

- 原木に含まれる放射性物質は指標値以下であるか？
- 土などが原木に付かないようにしているか？

選択

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1 ☆	・原木が指標値(50ベクレル/kg)以下であることを確認したものを伐採し使用する ※自主検査や県の検査により確認 ※検査結果通知を保管しておく		検査結果
2	・細い原木ほど放射性物質濃度が高いので、細径原木は使用しない		
3	・伐採後の原木を野外に置く場合は、土や林内雨(枝葉から垂れる雨)、粉塵などが付着・接触しないように、原木をブロックや枕木などの上に置き、防水性シートで覆う		
4	・使用した運搬車等は使用後に清掃し、放射性物質が付着しないように保管する		

チェックシート【露地栽培】

3



①-2 原木の調達（購入原木の場合）

チェック
ポイント

- 原木に含まれる放射性物質は指標値以下であるか？
- 原木はどこで伐採したものか？

選択

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1 ☆	・購入業者から原木の放射性物質濃度検査結果を入手する		
2 ☆	・原木が指標値(50ベクレル/kg)以下であることを確認したものを使用する ※自主検査や県の検査により確認 ※検査結果通知を保管しておく		検査結果
3 ☆	・購入業者から原木の伐採場所等の情報を確認する		

チェックシート【露地栽培】

4



② 植菌前の原木の管理

チェック
ポイント

- 土などが原木に付かないようにしているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・植菌前の原木を野外に置く場合は、裸地において、土や粉塵などが付着・接触しないように、原木をブロックや枕木、防水性シートの上に置く		



③-1 植菌（野外の場合）

選択

チェック
ポイント

- 土などが原木に付かないようにしているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・種菌は屋内に保管する		
2	・植菌作業は原木を地面に接触させないよう、ブロックや枕木、防水性シートの上で行う		
3	・使用器材は防水性シートの上に置き、直接地面と接触させない		
4	・植菌したほだ木は、ブロックや枕木、防水性シートの上に置き、直接地面につけない		
5	・使用した機械、器材、防水性シートは使用後に清掃し、放射性物質が付着しないように保管する		



③-2 植菌（施設内の場合）

選択

チェック
ポイント

- ・施設内に土などが入らない措置をとっているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・種菌は屋内に保管する		
2	施設内に放射性物質の影響の恐れのある土・粉塵等が入り込まないように、出入り口の開閉を最小限にする		
3	・施設内専用の履き物を用意する		
4	・原木を施設内に持ち込む前に、原木に付着した土・粉塵等を十分に落とす		
5	・使用器材、作業台、床は使用毎に清掃する		

チェックシート【露地栽培】

7



④ 伏込み前ほだ木管理

チェック
ポイント

- ・土などがほだ木に付かないようにしているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・伏込み前ほだ木を野外に置く場合は、裸地において、土や林内雨、粉塵などが付着・接触しないように、ほだ木をブロックや枕木、防水性シートの上に置く		
2	・伏込み前ほだ木を施設内に置く場合は、土・粉塵などが入り込まないように、出入り口の開閉を最小限にする 施設内のみ選択		
3	・施設内専用の履き物を用意する 施設内のみ選択		

チェックシート【露地栽培】

8



⑤-1 仮伏せ（野外） その1 選択

チェック ポイント

- ・ 落葉層を取り除き、跳ね返り防止措置をしているか？
- ・ 土などがほだ木に付かないようにしているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・ 落葉層を取り除き、ほだ木への泥の跳ね返りを防ぐため、木材チップ等を敷く 林内のみ選択		
2	・ 林内の場合、林内雨の影響を避けるため、遮光も勘案しながら立木の枝葉を除去する 林内のみ選択		
3	・ 林内の場合、土や林内雨、粉塵などが付着・接触しないように、ほだ木を防水性シートで覆う 林内のみ選択		



⑤-1 仮伏せ（野外） その2 選択

チェック ポイント

- ・ 土などがほだ木に付かないようにしているか？
- ・ 沢水はフィルター等で濾過してから散布しているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
4	・ ほだ木はブロックや枕木、防水シートの上に置き、直接地面につけない		
5	・ 原発事故以降遮光資材を張り替えてない人工ほだ場は、遮光資材の張り替えを行う		
6	・ 林内の枝等でほだ木を覆わない(枝を笠木にしない)		
7	・ やむを得ず沢水を使用する場合は、フィルター等で放射性物質の影響の恐れのある泥・砂等を除いて使用する		
8	・ 粉塵を含む風を入れないように防風ネットを活用する		
9	・ 使用した運搬車、一輪車等は使用後に清掃し、放射性物質が付着しないように保管する		



⑤-2 仮伏せ（施設内の場合） その1

チェック
ポイント

- 施設内に土などが入らない措置をとっているか？

選択

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・ほだ木はブロックや枕木、防水性シートなどの上に置き、直接地面につけない		
2	施設内に放射性物質の影響の恐れのある土・粉塵等が入り込まないように、出入り口の開閉を最小限にする		
3	・施設内専用の履き物を用意する		



⑤-2 仮伏せ（施設内の場合） その2

チェック
ポイント

- 施設内に土などが入らない措置をとっているか？
- 沢水はフィルター等で濾過してから散布しているか？

選択

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
4	・ほだ木を施設内に持ち込む前に、ほだ木に付着した土・粉塵等を十分に落とす		
5	・やむを得ず沢水を使用する場合は、フィルター等で放射性物質の影響の恐れのある泥・砂等を除いて使用する		
6	・使用器材、作業台、床は使用毎に清掃する		



⑥-1 本伏せ（野外） その1 選択

チェックポイント

- ・ 落葉層を取り除き、跳ね返り防止措置をしているか？
- ・ 土などがほだ木に付かないようにしているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・ 落葉層を取り除き、ほだ木への泥の跳ね返りを防ぐため、木材チップ等を敷く 林内のみ選択		
2	・ 林内の場合、林内雨の影響を避けるため、遮光も勘案しながら立木の枝葉を除去する 林内のみ選択		
3	・ 林内の場合、土や林内雨、粉塵などが付着・接触しないように、ほだ木を寒冷紗や遮光資材で覆う 林内のみ選択		



⑥-1 本伏せ（野外） その2 選択

チェックポイント

- ・ 沢水はフィルター等で濾過してから散布しているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
4	・ 原発事故以降遮光資材を張り替えてない人工ほだ場は、遮光資材の張り替えを行う		
5	・ やむを得ず沢水を使用する場合は、フィルター等で放射性物質の影響の恐れのある泥・砂等を除いて使用する		
6	・ 粉塵を含む風を入れないように防風ネットを活用する		
7	・ 使用した運搬車、一輪車等は使用後に清掃し、放射性物質が付着しないように保管する		



⑥-2 本伏せ（施設内の場合） その1

チェック
ポイント

- ・施設内に土などが入らない措置をとっているか？

選択

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・ほだ木はブロックや枕木、防水性シートなどの上に置き、直接地面につけない		
2	施設内に放射性物質の影響の恐れのある土・粉塵等が入り込まないように、出入り口の開閉を最小限にする		
3	・施設内専用の履き物を用意する		



⑥-2 本伏せ（施設内の場合） その2

チェック
ポイント

- ・施設内に土などが入らない措置をとっているか？
- ・沢水はフィルター等で濾過してから散布しているか？

選択

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
4	・ほだ木を施設内に持ち込む前に、ほだ木に付着した土・粉塵等を十分に落とす		
5	・やむを得ず沢水を使用する場合は、フィルター等で放射性物質の影響の恐れのある泥・砂等を除いて使用する		
6	・使用器材、作業台、床は使用毎に清掃する		



⑦ほだ木の検査

チェックポイント

- ほだ木に含まれる放射性物質は指標値以下であるか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1 ★	<ul style="list-style-type: none"> ・ほだ木が指標値(50ベクレル/kg)以下であることを確認したものを使用する ※初回の収穫直前に県の検査を受ける ※検査結果通知を保管しておく 		検査結果



⑧指標値超過ほだ木の管理 選択

チェックポイント

- 検査の結果、指標値超過したほだ木は、適切に一時保管及び処分しているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1 ★	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の間、所有地等において仮置き場を設置し、まとめて保管する。 その際、シート等を被せることで発生したきのこを収穫できないようにする 		
2 ★	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却処分できる市町村においては、市町村の指示に従い、確実に処分する。 		



⑨発生（野外） その1

チェック ポイント

- 落葉層を取り除き、跳ね返り防止措置をとっているか？
- 土などがほだ木に付かないようにしているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・落葉層を取り除き、ほだ木への泥の跳ね返りを防ぐため、木材チップなどを敷く 林内のみ選択		
2	・林内の場合、林内雨の影響を避けるため、遮光も勘案しながら立木の枝葉を除去する 林内のみ選択		
3	・林内の場合、土や林内雨、粉塵などが付着・接触しないように、ほだ木を寒冷紗や遮光資材で覆う 林内のみ選択		



⑨発生（野外） その2

チェック ポイント

- 沢水はフィルター等で濾過してから散布しているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
4	・原発事故以降遮光資材を張り替えてない人工ほだ場は遮光資材の張り替えを行う		
5	・やむを得ず沢水を使用する場合は、フィルター等で放射性物質の影響の恐れのある泥・砂等を除いて使用する		
6	・粉塵を含む風を入れないように防風ネットを活用する		
7	・使用器材は使用毎に清掃する		



⑩ 収穫

チェック ポイント

- 収穫物はすみやかに室内に保管しているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・土や林内雨、粉塵などが付着・接触しないように、収穫物はすみやかに室内に保管する		
2	・使用した機械、器材、資材は使用後に清掃し、放射性物質が付着しないように保管する		



⑪ 乾燥

選択

チェック ポイント

- 施設内に土などが入らない措置をとっているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・乾燥は乾燥機で行い、天日乾燥しない		
2	・乾燥小屋などの施設内の床は、小まめに清掃し清潔な状態を保つ		
3	・乾燥小屋などの施設内に放射性物質の影響の恐れのある粉塵、土等が入り込まないように、出入り口の開閉を最小限にする		
4	・乾燥小屋など施設内専用の履き物を用意する		
5	・乾燥機、エビラ、床は使用毎に清掃する		



⑫生産物の検査

チェック
ポイント

- 生産物に含まれる放射性物質は基準値以下であるか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1 ★	<ul style="list-style-type: none"> ・県の検査を受けて 生産物が基準値(100ベクレル/kg)以下 であることを確認したものを出荷する ※検査結果通知を保管しておく 		検査結果



⑬生産物の選別・包装・保管

チェック
ポイント

- 施設内に土などが入らない措置をとっているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・選別・包装は施設内で行う		
2	・施設内の床は、小まめに清掃し清潔な状態を保つ		
3	・施設内に放射性物質の影響の恐れのある粉塵、土等が入り込まないように、 出入り口の開閉を最小限にする		
4	・施設内専用の履き物を用意する		
5	・包装資材は施設内で保管する		
6	・使用器材、作業台は使用毎に清掃する		

放射性物質低減のための 原木きのご栽培管理 チェックシート

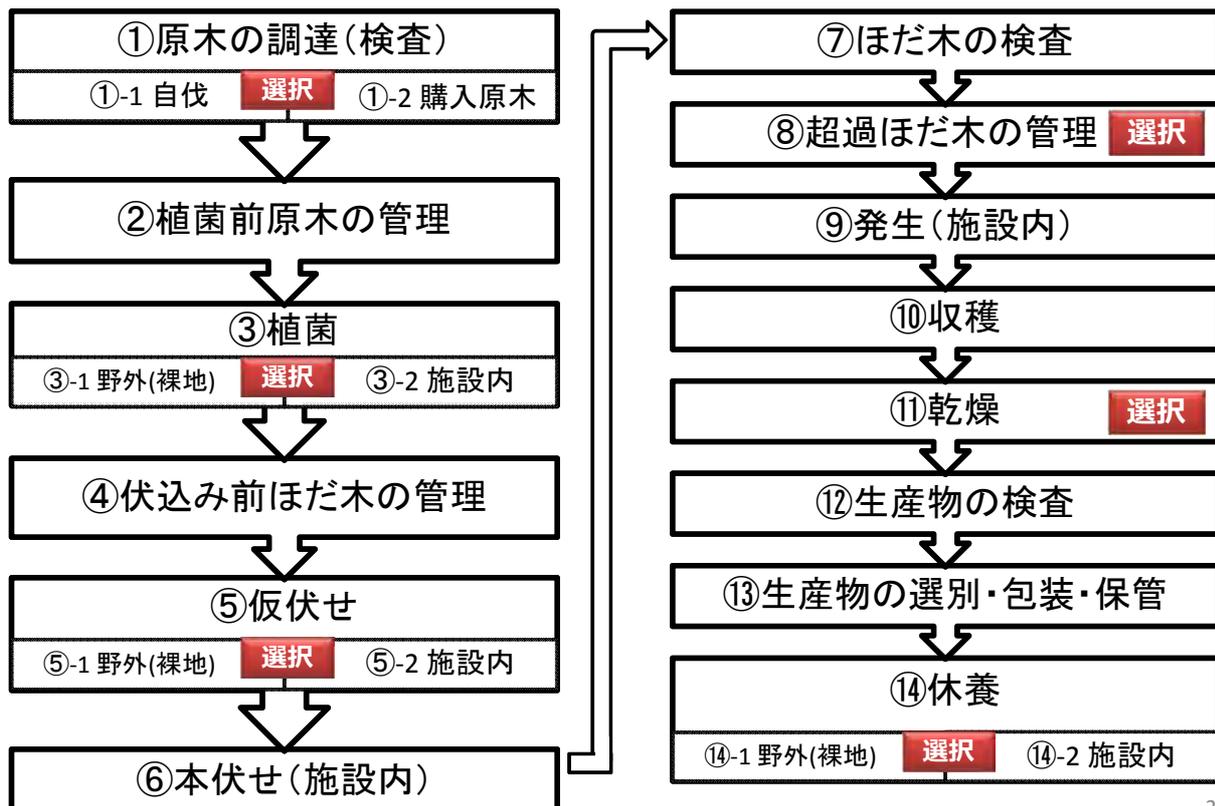


【施設栽培の場合】

管理年次 _____
 ロット番号 _____
 生産者名 _____



栽培管理手順（施設栽培の場合）





①-1 原木の調達（自伐の場合）

チェック
ポイント

- 原木に含まれる放射性物質は指標値以下であるか？
- 土などが原木に付かないようにしているか？

選択

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1 ☆	・原木が指標値(50ベクレル/kg)以下であることを確認したものを伐採し使用する ※自主検査や県の検査により確認 ※検査結果通知を保管しておく		検査結果
2	・細い原木ほど放射性物質濃度が高いので、 細径原木は使用しない		
3	・伐採後の原木を野外に置く場合は、 土や林内雨(枝葉から垂れる雨)、粉塵などが付着・接触しないように、 原木をブロックや枕木などの上に置き、 防水性シートで覆う		
4	・使用した運搬車等は使用後に清掃し、放射性物質が付着しないように保管する		

チェックシート【施設栽培】

3



①-2 原木の調達（購入原木の場合）

チェック
ポイント

- 原木に含まれる放射性物質は指標値以下であるか？
- 原木はどこで伐採したものか？

選択

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1 ☆	・購入業者から原木の放射性物質濃度検査結果を入手する		
2 ☆	・原木が指標値(50ベクレル/kg)以下であることを確認したものを使用する ※自主検査や県の検査により確認 ※検査結果通知を保管しておく		検査結果
3 ☆	・購入業者から原木の伐採場所等の情報を確認する		

チェックシート【施設栽培】

4



② 植菌前の原木の管理

チェック
ポイント

- 土などが原木に付かないようにしているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・植菌前の原木を野外に置く場合は、裸地において、土や粉塵などが付着・接触しないように、原木をブロックや枕木、防水性シートの上に置く		



③-1 植菌（野外[裸地]の場合）選択

チェック
ポイント

- 土などが原木に付かないようにしているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・種菌は屋内に保管する		
2	・植菌作業は原木を地面に接触させないよう、ブロックや枕木、防水性シートの上で行う		
3	・使用器材は防水性シートの上に置き、直接地面と接触させない		
4	・植菌したほだ木は、ブロックや枕木、防水性シートの上に置き、直接地面につけない		
5	・使用した機械、器材、防水性シートは使用後に清掃し、放射性物質が付着しないように保管する		



③-2 植菌（施設内の場合）

選択

チェック
ポイント

- 施設内に土などが入らない措置をとっているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・種菌は屋内に保管する		
2	施設内に放射性物質の影響の恐れのある土・粉塵等が入り込まないように、出入り口の開閉を最小限にする		
3	・施設内専用の履き物を用意する		
4	・原木を施設内に持ち込む前に、原木に付着した土・粉塵等を十分に落とす		
5	・使用器材、作業台、床は使用毎に清掃する		

チェックシート【施設栽培】

7



④ 伏込み前ほだ木管理

チェック
ポイント

- 土などがほだ木に付かないようにしているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・伏込み前ほだ木を野外に置く場合は、裸地において、土や林内雨、粉塵などが付着・接触しないように、ほだ木をブロックや枕木、防水性シートの上に置く		
2	・伏込み前ほだ木を施設内に置く場合は、土・粉塵などが入り込まないように、出入り口の開閉を最小限にする 施設内のみ選択		
3	・施設内専用の履き物を用意する 施設内のみ選択		

チェックシート【施設栽培】

8



⑤-1 仮伏せ（野外[裸地]の場合）

チェック
ポイント

- ・土などがほだ木に付かないようにしているか？
- ・沢水はフィルター等で濾過してから散布しているか？

選択

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・ほだ木はブロックや枕木、防水性シートの上に置き、直接地面につけない		
2	・原発事故以降遮光資材を張り替えてない人工ほだ場は、遮光資材の張り替えを行う		
3	・林内の枝等でほだ木を覆わない(枝を笠木にしない)		
4	・やむを得ず沢水を使用する場合は、フィルター等で放射性物質の影響の恐れのある泥・砂等を除いて使用する		
5	・使用した運搬車、一輪車等は使用後に清掃し、放射性物質が付着しないように保管する		

チェックシート【施設栽培】

9



⑤-2 仮伏せ（施設内の場合） その1

チェック
ポイント

- ・施設内に土などが入らない措置をとっているか？

選択

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・ほだ木はブロックや枕木、防水性シートなどの上に置き、直接地面につけない		
2	施設内に放射性物質の影響の恐れのある土・粉塵等が入り込まないように、出入り口の開閉を最小限にする		
3	・施設内専用の履き物を用意する		
4	・原木を施設内に持ち込む前に、原木に付着した土・粉塵等を十分に落とす		

チェックシート【施設栽培】

10



⑤-2 仮伏せ（施設内の場合） その2

チェック
ポイント

- ・ 沢水はフィルター等で濾過してから散布しているか？

選択

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
5	・やむを得ず沢水を使用する場合は、フィルター等で放射性物質の影響の恐れのある泥・砂等を除いて使用する		
6	・ハウス外浸水槽、貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。		
7	・使用器材、作業台、床は使用毎に清掃する		



⑥ 本伏せ（施設内） その1

チェック
ポイント

- ・ 施設内に土などが入らない措置をとっているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・ほだ木はブロックや枕木、防水性シートなどの上に置き、直接地面につけない		
2	施設内に放射性物質の影響の恐れのある土・粉塵等が入り込まないように、出入り口の開閉を最小限にする		
3	・施設内専用の履き物を用意する		
4	・ほだ木を施設内に持ち込む前に、原木に付着した土・粉塵等を十分に落とす		



⑥本伏せ（施設内） その2

チェック ポイント

- ・ 沢水はフィルター等で濾過してから散布しているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
5	・やむを得ず沢水を使用する場合は、フィルター等で放射性物質の影響の恐れのある泥・砂等を除いて使用する		
6	・ハウス外浸水槽、貯水槽は洗浄後使用し、ふたをずる。		
7	・使用器材、作業台、床は使用毎に清掃する		



⑦ほだ木の検査

チェック ポイント

- ・ ほだ木に含まれる放射性物質は指標値以下であるか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1 ★	・ほだ木が指標値(50ベクレル/kg)以下であることを確認したものを使用する ※初回の収穫直前に県の検査を受ける ※検査結果通知を保管しておく		検査結果



⑧ 指標値超過ほだ木の管理 選択

チェック
ポイント

- ・ 検査の結果、指標値超過したほだ木は、適切に一時保管及び処分しているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1 ★	・ 当面の間、所有地等において仮置き場を設置し、まとめて保管する。 その際、シート等を被せることで発生したきのこを収穫できないようにする		
2 ★	・ 焼却処分できる市町村においては、市町村の指示に従い、確実に処分する。		



⑨ 発生（施設内） その1

チェック
ポイント

- ・ 施設内に土などが入らない措置をとっているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・ ほだ木はブロックや枕木、防水性シートなどの上に置き、直接地面につけない		
2	施設内に放射性物質の影響の恐れのある土・粉塵等が入り込まないように、出入り口の開閉を最小限にする		
3	・ 原木を施設内に持ち込む前に、ほだ木に付着した土・粉塵等を十分に落とす		
4	・ 施設内専用の履き物を用意する		



⑨発生（施設内） その2

チェックポイント

- ・ 沢水はフィルター等で濾過してから散布しているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
5	・やむを得ず沢水を使用する場合は、フィルター等で放射性物質の影響の恐れのある泥・砂等を除いて使用する		
6	・ハウス外浸水槽、貯水槽は洗浄後使用し、ふたをきる。		
7	・使用器材、作業台、床は使用毎に清掃する		



⑩収穫

チェックポイント

- ・ 収穫物はすみやかに室内に保管しているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・土や林内雨、粉塵などが付着・接触しないように、収穫物はすみやかに室内に保管する		
2	・使用した機械、器材、資材は使用後に清掃し、放射性物質が付着しないように保管する		



⑪ 乾燥

選択

チェック
ポイント

•施設内に土などが入らない措置をとっているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・乾燥は乾燥機で行い、天日乾燥しない		
2	・乾燥小屋などの施設内の床は、小まめに清掃し清潔な状態を保つ		
3	・乾燥小屋などの施設内に放射性物質の影響の恐れのある粉塵、土等が入り込まないように、出入り口の開閉を最小限にする		
4	・乾燥小屋など施設内専用の履き物を用意する		
5	・乾燥機、エビラ、床は使用毎に清掃する		

チェックシート【施設栽培】

19



⑫ 生産物の検査

チェック
ポイント

• 生産物に含まれる放射性物質は基準値以下であるか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1 ★	・県の検査を受けて 生産物が基準値(100ベクレル/kg)以下であることを確認したものを出荷する ※検査結果通知を保管しておく		検査結果

チェックシート【施設栽培】

20



⑬ 生産物の選別・包装・保管

チェック
ポイント

- ・施設内に土などが入らない措置をとっているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・選別・包装は施設内で行う		
2	・施設内の床は、小まめに清掃し清潔な状態を保つ		
3	・施設内に放射性物質の影響の恐れのある粉塵、土等が入り込まないように、出入り口の開閉を最小限にする		
4	・施設内専用の履き物を用意する		
5	・包装資材は施設内で保管する		
6	・使用器材、作業台は使用毎に清掃する		

チェックシート【施設栽培】

21



⑭-1 休養（野外[裸地]の場合）

選択

チェック
ポイント

- ・土などが原木に付かないようにしているか？
- ・沢水はフィルター等で濾過してから散布しているか？

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・ほだ木は、ブロックや枕木、防水性シートなどの上に置き、直接地面につけない		
2	・やむを得ず沢水を使用する場合は、フィルター等で放射性物質の影響の恐れのある泥・砂等を除いて使用する		
3	・使用した運搬車、一輪車等は使用後に清掃し、放射性物質が付着しないように保管する		

チェックシート【施設栽培】

22



⑭-2 休養（施設内の場合） その1

チェック
ポイント

・施設内に土などが入らない措置をとっているか？

選択

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1	・ほだ木はブロックや枕木、防水性シートなどの上に置き、直接地面につけない		
2	施設内に放射性物質の影響の恐れのある土・粉塵等が入り込まないように、出入り口の開閉を最小限にする		
3	・施設内専用の履き物を用意する		



⑭-2 休養（施設内の場合） その2

チェック
ポイント

・沢水はフィルター等で濾過してから散布しているか？

選択

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
4	・やむを得ず沢水を使用する場合は、フィルター等で放射性物質の影響の恐れのある泥・砂等を除いて使用する		
5	・ハウス外浸水槽、貯水槽は洗浄後使用し、ふたをす		
6 ★	・使用器材、作業台、床は使用毎に清掃する		

放射性物質低減のための 原木きのこ栽培 チェックシート の使い方



1

なぜチェックシートが必要？

原木きのこの露地栽培では、**放射性物質の影響を減らす栽培管理方法**が必要です。

特に、出荷制限が指示されている市町においては、適切な管理により食品の放射性物質の基準値を超えるきのこが生産されないことが、**出荷制限解除の重要な条件**となっています。

こうしたことから、**生産者が安全なきのこ栽培管理を行っていることを証明**するため、生産者自ら「原木きのこ栽培管理チェックシート」を記録する取組みが必要です。

2

栽培管理の単位①

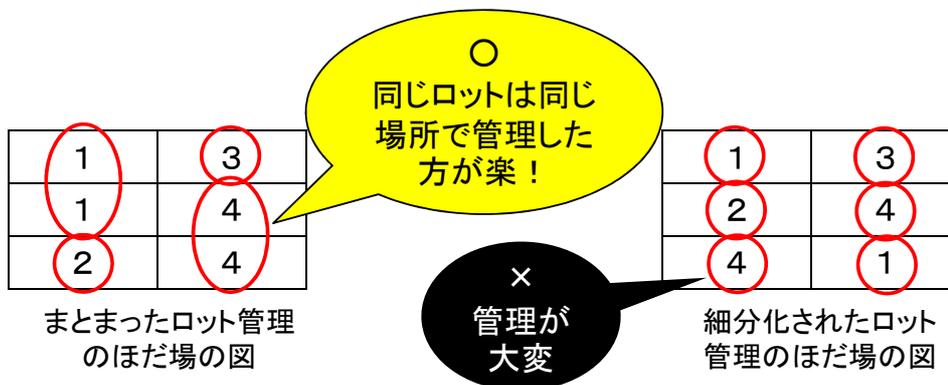
- ほだ木を「原木の伐採場所」、「植菌年」、「ほだ場」の組み合わせにより分類したまとまりをロットと言い、ロット単位で管理とその記録を行います。

<管理の例>

ロット番号	原木の伐採場所	植菌年	ほだ場	ホダ木本数
1	雫石町	平成23年	A	6,000本
2	岩手町	平成24年	A	2,000本
3	洋野町	平成24年	B	3,000本
4	洋野町	平成25年	C	1,000本
5	岩手町	平成25年	C	4,000本

栽培管理の単位②

- 同一のロットを置く場所が細分化しないようにしてください。



栽培管理の記録と チェックシートの保存

- 栽培管理チェックシートの各工程の作業をいつしたか、日にちを記録してください。
- 栽培管理チェックシートを下記のとおり生産者ご自身で保存してください。

生しいたけ栽培 • 3年間保存

乾しいたけ栽培 • 5年間保存

チェックシートの使い方

5

地域別のチェック項目

出荷制限市町村

(解除後の市町村を含む)

- 全ての項目について栽培管理し、チェックシートに記録する。

その他の市町村

- 「☆」マークの付いた項目について栽培管理し、チェックシートに記録する。
- それ以外の項目は必要に応じて栽培管理を行う。

チェックシートの使い方

6

放射性物質低減のための栽培管理ポイント



ロット単位で栽培を管理・記録する

安全なしいたけ栽培をしていることを証明



原木・ほだ木は検査をして50ベクレル/kg以下のものを使用



原木・ほだ木・生産物に土・林内雨・粉塵などを付けない

放射性物質影響の恐れあり



生産物は検査をして100ベクレル/kg以下のものを出荷

7

①-2 原木の調達（購入原木の場合）

記入例

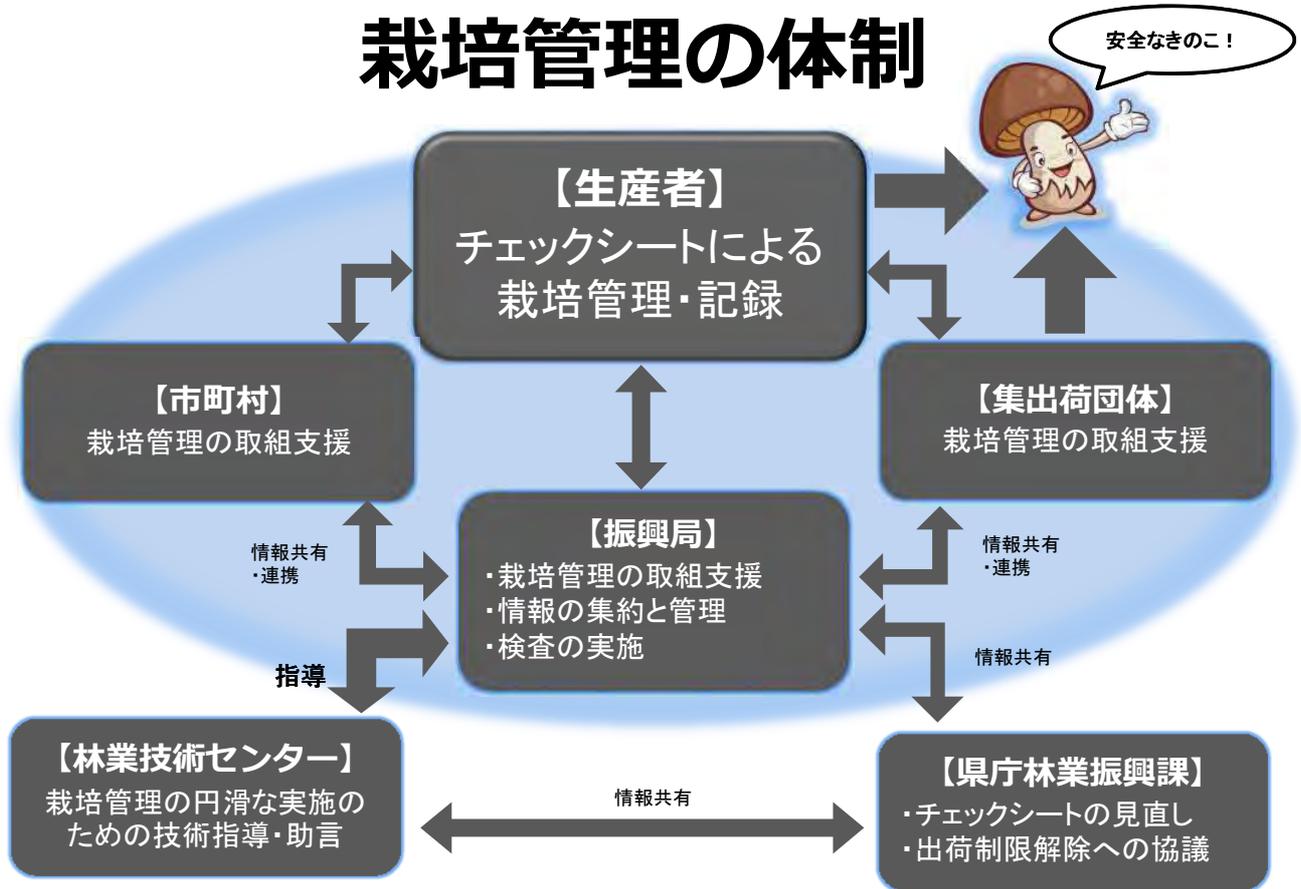
チェック
ポイント

- 原木に含まれる放射性物質は指標値以下であるか？
- 原木はどこで伐採したものか？

選択

番号	具体的な取組	管理した月日	メモ
1 ★	・購入業者から原木の放射性物質濃度検査結果を入手する	2/5	〇〇森林組合
2 ★	・原木が指標値(50ベクレル/kg)以下であることを確認したものを使用する ※自主検査や県の検査により確認 ※検査結果通知を保管しておく	2/5	検査結果 15ベクレル/kg
3 ★	・購入業者から原木の伐採場所等の情報を確認する	2/5	洋野町

栽培管理の体制



言葉の定義

	大分類	説明	細分類、事例、説明	
1 場所の定義	「野外」	周囲環境に開かれ、雨・風が入り込む環境	「林内」	林内ホダ場など上空が樹冠で覆われた場所
			「裸地」	自宅裏や水田跡地、伐採地など上空に何も無い場所
			「人工ホダ場」	森式の人工ホダ場のように周囲環境とは完全に遮断されていない人工構造物
	「施設」	構造物で周囲環境と遮断され、雨・風が入り込まない環境	「ビニールハウス」	農業用ビニールハウス、簡易パイプハウスなど防水性シートで周囲環境と遮断された人工構造物
「作業小屋」			作業小屋、乾燥小屋など構造的に周囲環境と遮断された建築物	
2 シートの種類の定義	「防水性シート」	水を通さないシート	ブルーシート、ビニールシート、シルバーポリトウ等	
	「寒冷紗、遮光資材等」	水を通すシート	ダイオシェードなどの遮光ネット、寒冷紗等	

チェックした月日
を記入しましよ

必須功程(出荷制限市町村以外も実施)
は太字・網掛けで示している。

工程	選択	番号	具体的な取組	ロット管理	例	月									
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
				原木	洋野町										
				植菌年	H24										
				ほだ場	A										
伏込み前 ほだ木管理		1	野外では、原木を枕木等の上に置き、防水性シート等で覆う		2/21										
		2	原木を施設内に持ち込む前に、原木の土等を十分落とす		2/21										
		3	施設内専用の履物を用意		2/21										
仮伏せ	野 外 の 場 合	1	落葉層を取り除き、木材チップ等を敷く(林内ほだ場のみ)		3/1										
		2	遮光も勘案しながら立木の枝葉を除去する(林内ほだ場のみ)												
		3	林内雨がつかないようにほだ木を防水性シート等で覆う		3/1										
		4	ほだ木は、枕木等の上に置き、直接地面につけない		3/1										
		5	原発事故以降遮光資材を張り替えていない人工ほだ場は、遮光資材の張替えを行う。(ほだ木が指標値超過の場合)		3/1										
		6	林内の枝等でほだ木を覆わない(枝を笠木にしない)		3/1										
		7	沢水は、フィルター等で泥砂を取り除いて使用 泥などで濁っていないものを使用		3/1										
		8	粉塵を含む風を入れないように防風ネットを活用		3/1										
		9	使用した運搬車等は使用後に清掃		3/1										
	施 設 の 場 合	1	ほだ木は、枕木等の上に置き、直接地面につけない		3/1										
		2	施設の入出り口の開閉を最小にする		3/1										
		3	施設内専用の履物を用意		3/1										
		4	原木を施設内に持ち込む前に、原木の土等を十分落とす		3/1										
		5	沢水は、フィルター等で泥砂を取り除いて使用 泥などで濁っていないものを使用		3/1										
		6	使用した運搬車等は使用後に清掃		3/1										

